破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第３０号
長崎県佐世保市大和町118番地２　オーパスⅡ2305、前住所宮崎県宮崎市大字本郷南方4530番地90
破産者　中村　彩乃
１　決定年月日　平成30年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１１１８号
埼玉県蓮田市馬込５丁目397番地
破産者　横山　英利
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４３１号
埼玉県新座市野火止８丁目５番15号
破産者　市川　辰也
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３６号
長野市大字栗田85番地１
破産者　阿部　晴夫
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４８号
長野市大字長野字新町284番地１　アルファステイツ善光寺下302
破産者　中澤　忠信
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８４号
長野市大字高田460番地１　ヴァンカートル103
破産者　井澤　　綾
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２８９号
大阪府泉大津市二田町２丁目２番17号　松浦ビル２Ｆ202号室、前住所大阪府泉南郡熊取町山の手台１丁目19番18号（前々住所）堺市西区浜寺石津町西３丁１番15号エクセルロワイエ302号
破産者　お好み焼き夕月こと　北野　良一
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４２２号
大阪府泉佐野市旭町５番40号
破産者　山本理枝子
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第８９号
岡山県苫田郡鏡野町円宗寺56番地１　サンシャインパレスＡ　205号室、前住所岡山県津山市油木北415番地４
破産者　小林真由美
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第４０号
大分市大字津守353番地
破産者　福田　正信
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２２号
鹿児島県南九州市知覧町東別府19613番地
破産者　池田　昌裕
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第１８３９号
札幌市北区北25条西６丁目３番16号
破産者　石谷　昌士
１　決定年月日　平成30年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３３号
盛岡市西仙北１丁目32番７－301号、申立時の住所岩手県紫波郡紫波町二日町字北七久保186番地14
破産者　深澤　圭一
１　決定年月日　平成30年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１６７号
盛岡市東緑が丘25番12号
破産者　四本つや子
１　決定年月日　平成30年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３０７号
岩手県岩手郡雫石町小日谷地61番地21　中村アパート１号
破産者　横手　恭藏
１　決定年月日　平成30年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第９０号
秋田県横手市梅の木町５番39号
破産者　髙**楠**　清治
１　決定年月日　平成30年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第１２０号
栃木県下都賀郡野木町大字南赤塚811番地４
破産者　加藤　勝広
１　決定年月日　平成30年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第７７１号
埼玉県川口市安行出羽３丁目７番５号シャンドフルール204号、破産手続開始時の住所さいたま市桜区山久保１丁目17番25号607
破産者　平野　正巳
１　決定年月日　平成30年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係